

# 北九州市景観づくりマスタープラン及び北九州市景観計画の改定について

## 事業概要

### 1 概要

北九州市では、長期的な景観づくりの理念・目的、基本方針、行動指針を示し、市民・事業者・行政が協働して景観づくりを推進するため、都市景観の形成の基本指針として「北九州市景観づくりマスタープラン」を策定しています。また、マスタープランに基づき景観形成の誘導を図る地域や行為の制限等を定めた「北九州市景観計画」を策定しています。

この度、マスタープランが目標年次を迎えることから、令和8・9年度にマスタープラン、令和9・10年度に景観計画の改定作業を順次行います。改定後の公表時期は、マスタープランが令和11年4月、景観計画が令和12年4月を予定しています。

### 2 改定のポイント

今回の改定では、以下の3つの視点を基に行います。

#### (1) 北九州市新ビジョン（基本構想・基本計画）との整合

都市景観の形成の基本指針である北九州市景観づくりマスタープランが、景観づくりの側面から「北九州市新ビジョン（基本構想・基本計画）」（令和6年3月）の実現化に寄与するよう、理念・目標、基本方針、行動指針などを見直します。

#### (2) 都市景観に関する課題への対応

前回改定以降の取組について、客観的な検証・評価を行い、現在の北九州市の景観施策に関する課題を整理します。また、社会情勢の変化や北九州市の重点施策を踏まえ、特に解決に向けて注力が必要な重点課題を抽出し、北九州市景観づくりマスタープラン及び北九州市景観計画の内容に反映します。

#### (3) 景観形成拠点における景観ビジョン（景観形成の目標・方針）の策定

現在の北九州市景観づくりマスタープランの「第3章 景観形成の基本方針」では、ゾーンごとの基本方針及び景観形成拠点の設定に留まっており、各景観形成拠点の具体的な目標・方針までは定めていません。そのため、景観形成拠点に対応した北九州市景観計画の景観重点整備地区についても、一部地区を除いて、地域特性に応じた景観形成基準（色彩等）が定められておらず、市内全域（景観計画区域）と概ね同一の基準となっています。

そこで、以下の通り、各地域（景観形成拠点・景観重点整備地区）の特性を活かした景観ビジョンや景観形成基準を策定することで、市民や事業者の共感を生む景観誘導を目指します。

##### ①景観形成拠点の再設定：

現在の10か所の景観形成拠点を見直し、地域の実情や市の施策・事業に合わせて再設定（新規・廃止・統合など）を行います。

##### ②景観ビジョン（景観形成の目標・方針）の策定：

各景観形成拠点が持つ歴史的背景や都市構造、景観資源、人々の暮らし・活動などを紐解き、過去から未来に向けた物語（ストーリー）を構築することで、それぞれの拠点が目指す景観ビジョン（景観形成の目標・方針）を構築します。

##### ③景観重点整備地区の景観形成基準の見直し：

市民や事業者と協力して景観ビジョンを実現するために、各景観重点整備地区の景観形成基準を再設定し、それぞれの地域特性に応じた規制・誘導を行います。

### 3 スケジュール（予定）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
景観づくりマスタープラン	<b>【情報収集】</b> ■景観全般に関する社会環境の把握 ■他自治体の先行事例の調査 ■北九州の最新のまちづくり動向の把握 ■北九州市に係る市民アンケート等	<b>【改定の枠組みの整理】</b> ■全体的な骨子（章立て・構成）の見直し・整理	<b>【行政手続き】</b> ■パブリックコメント ■都市計画審議会 ■議会 ■上記意見の反映・修正	
	<b>【これまでの振り返り】</b> ■第一回改定後の各種取組について実施状況・成果の検証・評価	<b>【基本方針の整理】</b> ■景観形成の基本方針（現：第3章）の修正 ■現在の景観形成拠点の再設定（新設・廃止・統合など）		
	<b>【課題の抽出】</b> ■振り返り結果に応じた課題の抽出 ■上記課題の中から重点課題の設定	<b>【行動指針の整理】</b> ■景観づくりの行動指針（現：第4章）の修正  <b>【取組の設定】</b> ■新たな理念・目標の実現に向けた取組の設定（現：第5章）	■完成（令和11年4月公表予定）	
	<b>【理念・目標の設定】</b> ■重点課題に応じた新たな理念や目標の設定（現：第2章）			
景観計画		<b>【モデル地区における景観ビジョン（景観形成の目標・方針）の策定】</b> ■再設定した景観形成拠点からモデル地区を選定 ■景観特性や課題の把握・最新のまちづくり動向の整理・市民アンケートや関係者ヒアリング・地元協議等の実施 ■景観ビジョンの策定	<b>【景観形成拠点の景観ビジョン（景観形成の目標・方針）の策定】</b> ■モデル地区以外の景観形成拠点（全て）における景観ビジョンの策定（必要に応じて地元協議などを実施）	<b>【行政手続き】</b> ■パブリックコメント ■都市計画審議会 ■議会 ■上記意見の反映・修正
			<b>【改定作業】</b> ■景観に係る規制全般の見直し ■新たな景観形成拠点を基に、景観重点整備地区の再設定（対象・範囲の見直し） ■各景観重点整備地区について、景観ビジョンに応じた景観形成基準等の見直し	■完成（令和12年4月公表予定）

### 4 参考資料（北九州市景観づくりマスタープラン p22）

#### 第3章 | 景観形成（都市景観像）の基本方針

北九州市の景観特性を踏まえ、ゾーンごとに景観形成の基本方針を定めます。

